

本線料金所撤廃の検討に係る調査に関する協定書について

このたび、「本線料金所撤廃の検討に係る調査に関する協定書」を首都高速道路株式会社と締結しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 経緯

首都高速道路では、これまで都内区間において 27 箇所の入口でETC専用化が完了し、令和7年1月23日に開催された「首都高速道路ETC専用化連絡調整会議(第2回)」において、令和7年度末までに首都高速道路の都内区間について、新たに46箇所の入口をETC専用化することが示されるとともに、首都高速道路の本線料金所の早期撤廃について、関係者間で検討を進めることを確認したところです。

こうした状況の進展も踏まえ、都においては、交通の円滑化や事故の低減につながる本線料金所撤廃の早期実現に向けて、料金収受の仕組みや不正通行への対応方策等の検討を進め、本線料金所撤廃のモデルケース構築に向けた調査を実施することとしています。

その検討を深度化するためには、本線料金所の管理主体であり、本線料金所撤廃に係るノウハウや技術的知見を有する首都高速道路株式会社の協力が不可欠です。

このため、令和7年4月1日に「本線料金所撤廃の検討に係る調査に関する協定書」を首都高速道路株式会社と締結しました。

2 協定締結日

令和7年4月1日

3 概算額

100,000 千円

お問い合わせ

都市整備局都市基盤部街路計画課高速道路担当

電話 03-5320-3294

メールアドレス S0000179(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。